

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	収納管理システム(過誤納金の返還に関する事務)	
行政機関等の名称	朝霞市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部収納課管理係	
個人情報ファイルの利用目的	過誤納金の返還を行うために利用する	
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5電話番号、6本籍、7続柄、8マイナンバー、9転出先、10届出年月日等、11死亡日時、12戸籍届出の種類、13課税・納税状況、14振込先金融機関名・預金種目・口座番号・口座名義人、15納付年月日・納付額・過誤納の金額・充当先・差引未納額・加算金・過誤納理由・支出日	
記録範囲	過誤納金の還付を受ける者（1～15）	
記録情報の収集方法	本人から収集（1～15） 朝霞市総合窓口課から収集（1～4、6、7、9～12） 国から収集（14）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）市長公室市政情報課市政情報係	
	（所在地）埼玉県朝霞市本町1-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	法定事務 <input checked="" type="radio"/> 市独自事務 ※どちらかに○をしてください。